

令和2年度事業計画

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月31日

I. 事業方針

令和2年度は、武漢に端を発する新型コロナウイルスが瞬く間に全世界に感染し、世界各国がそれぞれ出入国制限を行う一方で、都市封鎖等、国民に対して厳しい移動制限を課す状況の中で幕を開けた。

我が国においても、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、4月7日に政府が緊急事態宣言を大阪・東京等7都府県を対象に、また16日には対象地域を全国に拡大して発信した。この宣言を受け都道府県では小中高校等の休校を決定するとともに、感染拡大防止の観点から、住民には「人と人との接触機会の8割削減」「出勤者数の7割削減」を目標に在宅勤務や不要不急の外出の自粛を要請する一方で、「多くの人が集まる」公共・商業施設、飲食店やイベント活動等について自粛や休業要請を実施した。その一方で、経済・社会面では、インバウンド需要や感染拡大に伴う世界的な需要減、更には、商業施設・飲食店等における休業や活動自粛に伴う売上げの減少等により、製造業・サービス業を問わず幅広い産業分野で企業経営や雇用が圧迫されつつあり、その影響はリーマンショックのそれをはるかに凌駕すると予測されている。

乳業においても、ヨーグルト等の一部商品については需要が高いものの、インバウンド需要の急減や「新しい生活様式」の定着に伴う乳・乳製品の需要動向が不透明であるほか、4月以降供給停止が続いていた学校給食用牛乳についても、5月25日に緊急事態宣言が全面解除されて再開される運びとなったものの、今後の感染動向次第では、事業活動や経営に更なる影響が生じることも懸念される状況にある。

当協会としては、上記のような経済・経営環境の変化の中で安全・安心な牛乳を安定的に供給することを本年度の基本方針に置いて学乳容器の紙化及び紙容器回収の廃止を促進するとともに、新型コロナウイルスにかかる施策情報や夏季開校・9月入学制度等に関する情報等の把握と会員への提供に努めつつ、定款に定める下記事業項目の効果的かつ効率的な執行に努めるものとする。

- 1) 牛乳に関する知識の普及・啓発及び飲用促進に関する事業
- 2) 牛乳衛生と乳質改善向上に関する事業
- 3) 学校給食用牛乳の供給に関する事業

- 4) 牛乳の流通改善及び流通機構の合理化と需給調整に関する事業
- 5) 牛乳に関する統計・調査に関する事業
- 6) 飲用牛乳の品質・表示に対する公正規約の遵守に関する事業

II. 事業計画

1. 牛乳・乳製品の消費拡大

一般社団法人 J ミルク及び一般社団法人日本乳業協会が主体的に取り組んでいる牛乳・乳製品の消費拡大のための各種施策や牛乳飲用拡大運動に積極的に参画するとともに、「牛乳の日」及び「牛乳月間」のイベント等への協力に努める。

日本乳業協会と都道府県協会会員との協同による育成・啓発活動として、大阪府立高校文化祭（2校）において骨密度測定及び栄養指導を実施する。

また近畿生乳販売農業協同組合連合会等とともに中学校への出前授業を実施するなど、酪農教育ファーム事業に参画する。

平成 30 年度から近畿農政局及び近畿生乳販売農業協同組合連合会と共催している「牛乳乳製品に係る親子体験教室」を今年度も引き続き実施する。

また、会員企業は独自の新商品開発やホームページ等によって消費拡大に努めるとともに、協会としても、中央団体が実施するブロック会議等への会員の出席を働きかけるなど、様々な機会をとらえて、乳業界一体となった消費拡大に向けた意識の共有化を図る。

2. 衛生管理の徹底と安全管理の構築に向けた研修会等への積極的な参加促進

一般社団法人日本乳業協会等が主催する企業代表者及び製造・品質管理責任者を対象にした「HACCP 導入型基準講習会」、「牛乳微生物講習会」及び「官能評価員育成研修会」等の近畿地区での開催と会員の参加を働きかけ、衛生管理・安全管理の徹底を図る。

3. 原乳の円滑な需給調整への対応

夏場の原乳逼迫等、原乳に関する諸問題に対応するため、原乳の需給変動に関する情報の迅速化を図るとともに、需給調整に関する関係官庁への要請等に努める。

4. 飲用乳の品質・表示に対する公正規約の遵守

消費者の正しい商品選択と公正な市場競争に資するため、「飲用乳の表示に関する公正競争規約」等を遵守する。そのため、全国飲用牛乳公正取引協議会が開催する近畿ブロック会議及び検査技術研修会への会員の積極的な参加を図る。

また、当協議会が実施する定期的な成分検査について適切な対応に努める。

5. 乳質管理委員会の開催

良質かつ安全安心な生乳を安定的に確保するため、乳質管理委員会を年4回開催し、生乳等の検査方法の検討協議、病事情報の収集やその対策、酪農指導方法等の検討・協議を進める。

6. 衛生研修会等の実施

食品衛生知識や衛生管理技術の向上を通じて、より安全安心な牛乳の供給を確保することを目的として専門家等に講師を依頼して衛生研修会を開催する。また、この研修会が府民においても乳・乳製品を理解する上で有益な情報源となるため、府民への一般参加を呼びかけるとともに、その内容をホームページで公開する。

7. 学校給食用牛乳事業の円滑な推進

本事業は安全安心で高品質の国内産牛乳を児童・生徒に継続供給することによりその体位・体力の向上と酪農の健全な発展を図ることを目的とする国の事業である。当協会は国庫補助事業の事業実施主体として、「安全安心な学乳の安定供給」、「新規学乳事業を始めとする学乳事業の円滑な執行」等を目指し、次に掲げる事業を実施する。

1) 大阪府学校給食用牛乳推進協議会の開催

地域の特性を踏まえた学乳の安定的かつ効率的な供給や児童生徒に対する安全・安心な牛乳の提供を図るための諸課題について、関係機関との間で共通認識の醸成と協議を行い、学校給食用牛乳制度の維持・拡大等につなげる。

① 協議会の構成員

大阪府環境農林水産部流通対策室長、大阪府教育庁教育振興室保健体育課長、大阪府健康医療部食の安全推進課長、公益財団法人大阪府学校給食会常務理事、大阪畜産農業協同組合担当理事、大阪市教育委員会事務局総務部学校給食課長、一般社団法人大阪府牛乳協会会長など

② 事務局

大阪府環境農林水産部流通対策室

③ 庶務

一般社団法人大阪府牛乳協会

2) 学校給食用牛乳供給事業の円滑な実施運営

学校給食用牛乳供給事業の円滑な推進を図るため、学校給食用牛乳供給事業に従事する企業代表者による代表者会議を開催し、国及び大阪府からの伝達事項や大阪府学校給食用牛乳推進協議会における協議事項の進捗状況等について的確な伝達を行うとともに、学校給食用牛乳供給事業の諸課題について協議を進める。

併せて、各企業の学乳事務担当者についても学校給食用牛乳供給事業事務の円滑な執行を図るため学乳担当者会議を開催する。

3) 学校給食用牛乳供給事業事務の充実

学乳事務のコンピューターによるネットワークの効率化とバックアップ機能の充実を引き続き図るとともに、学乳に携わる関係機関及び担当職員間との連携に努める。

Ⅲ. 諸会議の開催等

1. 総会及び理事会

一般社団法人大阪府牛乳協会定款に基づいて定時総会及び理事会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。

2. 運営委員会の開催

財務委員会、牛乳流通委員会、乳質管理委員会、学乳委員会を必要に応じて適宜開催する。

3. 新年互礼会の開催

今年度の新年互礼会は、令和3年1月18日（月）を開催予定日とする。

4. 中央団体等の総会等への出席

一般社団法人日本乳業協会及び一般社団法人Jミルク並びに全国飲用牛乳公正取引協議会定時委員会の各総会等への出席に努める。

5. 近畿ブロック乳業協議会の開催

乳業界が抱える「原乳価格やその確保問題」、「消費拡大に関する対応」、「衛生管理・安全管理問題」及び「学乳が抱える直近の課題」等について協議を行うため、近畿ブロック乳業協議会（平成16年3月設立）を開催する。